

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
健康推進課	健康増進係	1	検診等費用徴収金免除申請業務	32-1271	R7.2.28見直し
		2	伊東市指定医療機関以外の医療機関における予防接種費用助成事業	32-1274	R7.2.28修正
		3	大人の風しん予防接種（風しん追加対策）	32-1274	R7.2.28修正
	地域医療係	1	保険証を忘れて受診した方に対する夜間救急医療センター診療報酬等請求事務	32-1274	R7.2.28修正
		2	労働災害で受診した方に対する夜間救急医療センター医療費請求等業務	32-1274	R7.2.28修正
		3	交通事故で受診した方に対する夜間救急医療センター医療費請求等業務	32-1273	R7.2.28修正

伊東市 業務手順書

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	健康増進係	シート番号	1	業務・事務名	検診等費用徴収金免除申請業務	
当初作成日		2019/12/20		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無
業務・事務の目的	各種検診（健診）に要する費用（自己負担金）を免除することによって、当該対象者の経済的負担の軽減及び健康保持を図る。									
内包するリスク	①、⑳、㉓、㉔、㉕									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
[市民]	申請 申請（伊東市検診等徴収金免除申請書）の受付	<ul style="list-style-type: none"> 市民から申請書の受付 申請者台帳への記録 			<ul style="list-style-type: none"> 〈課長決裁〉 伊東市検診等徴収金免除申請書 		
[市民]	依頼 資格審査及び調査依頼	<ul style="list-style-type: none"> 伊東市住民基本台帳に記載があるか等の確認 当該年度の市民税課税状況について課税課へ調査依頼 	申請書の受付 ↓（11日間）	伊東市検診等費用徴収規則	<ul style="list-style-type: none"> 〈課長決裁〉 市県民税課税状況について（照会） 		
[課税課] 課税状況確認	回答 免除の可否決定	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載事項及び課税課からの調査回答等により審査 	免除の可否決定 ↓（3日間）		<ul style="list-style-type: none"> 〈課税課・課長決裁〉 市県民税課税状況（回答書） 		
[市民]	通知等 許可（不許可）決定通知及び免除証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 結果を申請者台帳に記載 申請者に免除の許可・不許可について通知 免除許可者に伊東市検診等徴収免除証明書を発行 	決定通知・免除証明書の発行		<ul style="list-style-type: none"> 〈課長決裁〉 ・伊東市検診等徴収金免除許可（不許可）決定通知書 ・伊東市検診等徴収免除証明書 		④④

補足	
----	--

変更点	
-----	--

伊東市 業務手順書

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	健康増進係	シート番号	2	業務・事務名	伊東市指定医療機関以外の医療機関における予防接種費用助成事業	当初作成日	2019/12/20	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	有
業務・事務の目的	伊東市指定医療機関以外の医療機関における予防接種費用を助成することによって、当該対象者の経済的負担の軽減及び健康保持を図る。														
内包するリスク	①、⑬、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔														

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	周知	広報や新生児誕生世帯への通知等で、市外で予防接種を希望する市民へ事前申請を周知					
【市民】	事前申請	事前申請対応	事前申請受付 ↓ 通知発送	予防接種法 伊東市指定医療機関以外の医療機関における予防接種費用助成金支給要綱（以下「要綱」という。）			
	通知	申請者への通知発送	5日間		〈課長決裁〉 伊東市予防接種依頼書		④⑩
【申請者】	申請	申請の受付	申請受付 ↓ 支給・不支給の決定、決定通知発送		伊東市予防接種費用助成金（支給・不支給）決定通知書（以下「決定通知書」という。）		⑬
	通知	申請審査	5日間		〈課長決裁〉 伊東市予防接種費用助成金（支給・不支給）決定通知書（以下「決定通知書」という。）		④⑩
【申請者】	支給の場合 請求書の提出	支給・不支給の決定		伊東市会計規則			
	回付	支出負担行為併発支出命令書 起案・決裁	請求書の受付 ↓ 支払		〈課長決裁〉 一会計課 支出負担行為併発支出命令書		⑭ ⑮
【会計課】審査・支払	支払	【申請者】	25日間				

補足	
----	--

変更点	申請者への通知発送内容について修正（シート3 大人の風しん予防接種と文言を統一）
-----	--

伊東市 業務手順書

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	健康増進係	シート番号	3	業務・事務名	大人の風しん予防接種（風しん追加対策）
当初作成日	2019/12/20		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	任意予防接種である成人対象風しん予防接種費用を助成することで、風しんの拡大及び当該対象者の経済的負担の軽減及び健康保持を図る。								
内包するリスク	①、⑬、⑭、⑮、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	周知	広報、新聞、県風しん抗体検査、新生児誕生世帯への通知等で、風しん予防接種を希望する市民へ事前申請を周知					
【市民】	事前申請	事前申請対応	事前申請受付 ↓ 通知発送	予防接種法 伊東市風しん追加対策「大人の風しん予防接種」実施要領		接種希望医療機関とのマッチングは健康推進課で実施	
	通知	申請者への通知発送	5日間		〈部長決裁〉 予防接種依頼書 (大人の風しん予防接種)		④⑩
【申請者】	申請	申請の受付	申請受付 ↓ 支給・不支給の決定、決定通知発送		〈部長決裁〉 (大人の風しん) 予防接種費用助成金(支給・不支給)決定通知書 (以下「決定通知書」という。)		⑬
	通知	申請審査	5日間				④⑩
【申請者】	支給の場合 請求書の提出	支給・不支給の決定		伊東市会計規則			
	回付	支出負担行為併発支出命令書 起案・決裁	請求書の受付 ↓ 支払		〈課長決裁 →会計課〉 支出負担行為併発支出命令書		⑭ ⑮
【会計課】審査・支払	支払	【申請者】	25日間				

補足

変更点 事務内容欄の字句を修正（申請審査について）

伊東市 業務手順書

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	地域医療係	シート番号	1	業務・事務名	保険証を忘れて受診した方に対する夜間救急医療センター診療報酬等請求業務
当初作成日	2019/12/12		見直し日	2025/2/28		見直しによる変更	有		
業務・事務の目的	夜間救急医療センターを受診するにあたり保険証を持参せずに受診した方に対して、保険給付の適正な執行を図る。								
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑬、⑭、⑮、⑳、㉑、⑳、㉒、㉓								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスクNo.	
関連部門	当該部門							
未納の場合 		<ul style="list-style-type: none"> 保険証をコピーし夜間救急へ送付し、レセプトシステムを保険診療に修正 自己負担分の納付書を作成して入金（市金庫） 納入済通知書のコピーを夜間救急へ送付 	即日	健康保険法 (大正11年4月22日法第70号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和32年4月30日厚生省令第15号)	納入通知書兼領収書		⑤ ⑦ ⑨	
10割負担で支払済の場合 		<ul style="list-style-type: none"> 保険証をコピーし夜間救急へ送付し、レセプトシステムを保険診療に修正 領収書と診療報酬明細書（レセプト）を回収。診療報酬明細書（レセプト）は夜間救急へ送付。 請求兼領収書に記入・押印、口座のわかるもののコピーをもらう 	即日		健康保険法 (大正11年4月22日法第70号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和32年4月30日厚生省令第15号)	診療日の当月ではない場合は、患者本人が所属する保険団体に直接請求することになる。		⑬ ⑭ ⑮ ⑳
保険適用負担額で支払済の場合 		<ul style="list-style-type: none"> 保険適用による負担額分の領収書を患者に送付 歳入還付伝票の記票 収入原簿へ入力 	口座振替支払日による (10日程度)			健康保険法 (大正11年4月22日法第70号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和32年4月30日厚生省令第15号)	<課長決裁> 還付差議 歳入還付伝票 領収書	

補足	
----	--

変更点	夜間救急医療センターにレセプトシステムを導入したことに伴い、事務内容を修正。
-----	--

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 有

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	地域医療係	シート番号	2	業務・事務名	労働災害で受診した方に対する夜間救急医療センター医療費請求等業務
業務・事務の目的	労働災害により夜間救急医療センターを受診した方に対して、医療費の請求と労災申請に関する事務処理の適正な執行を図る。								
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑩、③⑧、③⑨、④①、④③、④④								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
<p>未納の場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「療養補償給付たる療養の費用請求書」が様式7号であることを確認 医療費10割負担の納付書を作成し患者に送付 会計課からの収入伝票により納付完了を確認し、納入済通知書をコピーして夜間救急に送付 「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式7号)」の医師の証明欄の記入を、当日患者を診察した医師に依頼 医師が記入した「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式7号)」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印が押印されていることを確認し、「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける。 決裁後、夜間救急医療センターの公印等を押印し送付 	<ul style="list-style-type: none"> ※患者が未納分の医療費を支払い次第手続き開始 書類受領 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診察した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 課内決裁、送付 2日間 		<ul style="list-style-type: none"> 納入済通知書兼領収書 〈課長決裁〉収入伝票 		⑤ ⑦ ⑨ ④①
<p>10割負担で支払済みの場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「療養補償給付たる療養の費用請求書」が様式7号であることを確認 医療費10割負担の療養の費用請求書(様式7号)の医師の証明欄の記入を、当日患者を診察した医師に依頼 医師が記入した「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式7号)」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印が押印されていることを確認し、「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける。 決裁後、夜間救急医療センターの公印等を押印し送付 	<ul style="list-style-type: none"> 書類受領 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診察した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 課内決裁、送付 2日間 	労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)	<ul style="list-style-type: none"> 〈課長決裁〉「療養補償給付たる療養の費用請求書」 		④①
<p>保険適用負担額で支払済みの場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「療養補償給付たる療養の費用請求書」が様式7号であることを確認 医療費10割負担のうち保険請求分の納付書を作成し送付 会計課からの収入伝票により納付完了を確認 「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式7号)」の医師の証明欄の記入を、当日患者を診察した医師に依頼 医師が記入した「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式7号)」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印が押印されていることを確認し、「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける。 決裁後、夜間救急医療センターの公印等を押印し送付 	<ul style="list-style-type: none"> ※患者が未納分の医療費を支払い次第手続き開始 書類受領 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診察した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 課内決裁、送付 2日間 	健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)	<ul style="list-style-type: none"> 納入済通知書兼領収書 〈課長決裁〉収入伝票 〈課長決裁〉「療養補償給付たる療養の費用請求書」 		⑦ ④① ⑤ ⑨ ④①
<p>診療報酬請求取消業務</p>		<ul style="list-style-type: none"> (手続きが診療の当月内の場合) 診療報酬請求をしないように夜間救急医療センターでレセプトシステムを保険診療から自費診療に変更する。 (手続きが診療の翌月以降の場合) 診療報酬請求済みであることから、国保連もしくは支払基金に対し請求取消依頼書を作成し、診療報酬明細書を取り下げる。 		健康保険法(大正11年4月22日法律第70号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年4月30日厚生省令第15号)	<ul style="list-style-type: none"> 〈課長決裁〉診療報酬請求取消依頼書 		⑩

補足	
----	--

変更点	夜間救急医療センターにレセプトシステムを導入したことに伴い、事務内容を修正。
-----	--

伊東市 業務手順書

当初作成日 2022/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 有

部	健康福祉部	課等	健康推進課	担当係名	地域医療係	シート番号	3	業務・事務名	交通事故で受診した方に対する夜間救急医療センター医療費請求等業務
業務・事務の目的	交通事故により夜間救急医療センターを受診した方に対して、医療費の請求と保険申請に関する事務処理の適正な執行を図る。								
内包するリスク	①、⑤、⑦、⑨、⑩、⑬、⑭、⑯、⑰								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
<p>未納の場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 同意書が原本もしくは「原本と相違ない」と記載してあるスタンプが押印してあることを確認 受診日の担当医の確認 医師が記入した「診断書」及び「診療報酬明細書」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印・丸印を押印 振込依頼文を作成 「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける 決裁後、送付 未納分医療費（使用料）と証明手数料の納付書を作成 会計課より収入の連絡がきたら、納付書を会計課へ持参する 会計課からの収入伝票により納付完了を確認 医療費分の納入済通知書をコピーして夜間救急に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 書類受領 ↓ 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診療した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 ↓ 課内決裁、送付 2日間 		<ul style="list-style-type: none"> 《課長決裁》 「診断書」 「診療報酬明細書」 振込依頼文 納入済通知書兼領収書 ・医療費10割負担分 ・証明手数料分 		⑦ ⑭
<p>10割負担で支払済の場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 同意書が原本もしくは「原本と相違ない」と記載してあるスタンプが押印してあることを確認 受診日の担当医の確認 医師が記入した「診断書」及び「診療報酬明細書」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印・丸印を押印 振込依頼文を作成 「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける 決裁後、送付 証明手数料の納付書を作成 会計課より収入の連絡がきたら、納付書を会計課へ持参する 会計課からの収入伝票により納付完了を確認 医療費分の納入済通知書をコピーして夜間救急に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 書類受領 ↓ 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診療した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 ↓ 課内決裁、送付 2日間 		<ul style="list-style-type: none"> 《課長決裁》 「診断書」 「診療報酬明細書」 振込依頼文 納入済通知書兼領収書 ・証明手数料分 《課長決裁》 収入伝票 		⑤ ⑨ ⑭
<p>保険適用負担額で支払済みの場合</p>		<ul style="list-style-type: none"> 同意書が原本もしくは「原本と相違ない」と記載してあるスタンプが押印してあることを確認 受診日の担当医の確認 医師が記入した「診断書」及び「診療報酬明細書」に住所及び医療機関名のゴム印と医師のサイン又は氏名印・丸印を押印 振込依頼文を作成 「証明書・文書料等送付決裁簿」により決裁を受ける 決裁後、送付 証明手数料及び保険請求分医療費7割（使用料）の納付書を作成 会計課より収入の連絡がきたら、納付書を会計課へ持参する 会計課からの収入伝票により納付完了を確認 医療費分の納入済通知書をコピーして夜間救急に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 書類受領 ↓ 医師書類作成 1月程度 ※夜間救急の診療が当番制であるため、当日患者を診療した医師の当番が回ってくるまでの期間 作成書類受領 ↓ 課内決裁、送付 2日間 		<ul style="list-style-type: none"> 《課長決裁》 「診断書」 「診療報酬明細書」 振込依頼文 納入済通知書兼領収書 ・保険請求分医療費7割 ・証明手数料分 《課長決裁》 収入伝票 		⑤ ⑨ ⑭
<p>診療報酬請求取消業務</p>		<ul style="list-style-type: none"> (手続きが診療の当月内の場合) ・診療報酬請求をしないよう夜間救急医療センターでレセプトシステムを保険診療から自費診療に変更する。 (手続きが診療の翌月以降の場合) ・診療報酬請求済みであることから、国保連もしくは支払基金に対し請求取消依頼書を作成し、診療報酬明細書を取り下げる。 		<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法 (大正11年4月22日法第70号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和32年4月30日厚生省令第15号) 	請求取消依頼書		⑩

補足

変更点 夜間救急医療センターにレセプトシステムを導入したことに伴い、事務内容を修正。